

## 試験問題（解答時間50分）（100点）

### V. 消費税法

#### 問1

次の〈資料〉に基づき、A社のX4年4月1日からX5年3月31日までの当課税期間（事業年度）の納税義務の有無を計算過程（判断を要する部分については、その理由を含む。）を示して判定し、 から  に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。

なお、適格請求書発行事業者の登録は受けていない。 （計8点）

〈資料〉

- (1) A社は、X2年7月10日に資本金の額1千万円で設立された株式会社である。
- (2) A社は、設立当初12月決算としていたが、X3年4月1日より事業年度を毎年4月1日～翌年3月31日に変更している。
- (3) A社の各事業年度における課税売上高は次のとおりである。

事業年度	課税売上高（税抜き）
X2年7月10日～X2年12月31日	8,500,000円
X3年1月1日～X3年3月31日	6,500,000円
X3年4月1日～X4年3月31日	18,000,000円 (9,000,000円)
X4年4月1日～X5年3月31日	12,200,000円 (6,100,000円)

（注）表中のかっこ書き（内書）の金額は、4月1日から9月30日までの期間に対応する金額である。

+ 
  
 +

$\times$   =   10,000,000円 ∴ 納税義務あり

問2

精密機械の販売業を営む法人（課税事業者）が当課税期間（自X1年4月1日 至X2年3月31日）に行った次の取引をもとに、課税標準額及び消費税額を求め **A** から **F** に数値を入力しなさい。なお、課税売上高は、税込金額とする。 (計12点)

(1) 商品売上高 310,872,000円

この売上高には、当社の役員に対して販売した商品（仕入金額800,000円）の売上高450,000円（通常販売価額1,200,000円）及び当社の従業員に対して販売した商品（仕入金額235,200円）の売上高178,200円（通常販売価額300,000円）が含まれている。

(2) その他の事項

① 仕入先に対する買掛金648,000円の返済を肩代わりしてもらうことを条件として取引先に車両（購入金額792,000円、時価672,000円）を贈与している。

なお、この贈与に際して取引先から現金52,000円の支払いを受けている。

② 中古車両（帳簿価額600,000円）を500,000円で下取りに供し、新品車両（購入価額960,000円）を取得しているが、その際に差額の460,000円を支払っている。

③ 当社所有の土地付建物（土地の時価12,000,000円、建物の時価6,000,000円）と取引先所有の土地（時価16,800,000円）の交換をした際に、交換差金として現金1,200,000円を収受している。

〔課税標準額〕(千円未満切捨)

$(310,872,000\text{円} - \text{ } \text{円} + \text{ } \text{円}) + (\text{ } \text{円} + \text{ } \text{円}) + \text{ } \text{円}$

$+ \text{ } \text{円} \times \frac{6,000,000\text{円}}{12,000,000\text{円} + 6,000,000\text{円}} = \text{ } \text{円}$

$\text{ } \text{円} \times \frac{\text{ } \text{円}}{\text{ } \text{円}} = \text{ } \text{円} \rightarrow \text{ } \text{円}$

(注) 低額譲渡

売上高450,000円 <  $\text{ } \text{円} \times 50\% = \text{ } \text{円}$

(又は、売上高450,000円 <  $\text{ } \text{円}$ )  $\therefore \text{ } \text{円}$

〔消費税額〕

$\text{ } \text{円} \times \text{ } \% = \text{ } \text{円}$

問3

次の〈資料〉により、甲社の当課税期間（自X2年4月1日 至X3年3月31日）における仕入控除税額の対象となる課税仕入れに係る支払対価の額を求め数値を入力しなさい。ただし、解答欄  から  については解答欄の選択肢の中から選びなさい。

なお、甲社は、前払費用の額でその支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する課税期間（事業年度）の損金の額に算入することとしている。

(注) 税率に関する経過措置については、考慮する必要はない。 (計12点)

〈資料〉

(1) 当課税期間中のX3年1月31日に1年分の社屋の清掃料金1,200,000円を支出した。

なお、甲社は、社屋の清掃をA社に委託しており、毎年1月1日から12月31日までの1年分の清掃料金を、各年の1月31日までにA社に前払いする契約となっており、前課税期間（自X1年4月1日 至X2年3月31日）に1,000,000円支出している。

(2) 当課税期間中のX2年6月1日に営業用車両を購入した。購入車両の明細は以下のとおりである。代金、諸費用はまだ支払っていない。

購入車両 普通乗用車（新車）

購入代金の明細（すべて税込価額）

① 乗用車本体	4,200,000円	⑧ 車庫証明（法定費用）	2,500円
② 付属品	63,000円	⑨ 車庫証明手続代行料	22,000円
③ 特別仕様	252,000円	⑩ 自賠責保険料	31,600円
④ 自動車税	29,600円	⑪ 自動車リサイクル料金	12,690円
⑤ 自動車重量税	75,600円	(内訳)	
⑥ 検査登録料（法定費用）	3,000円	リサイクル預託金	12,400円
⑦ 検査登録手続代行料	12,600円	資金管理料金	290円

(3) 当課税期間中に課税商品を10,000ドル（税込）で仕入れた。代金決済は1カ月後に行っており、仕入時の為替相場は1ドル95円、決済時の為替相場は1ドル98円であったため、為替差損として30,000円を計上した。

課税仕入れに係る 支払対価の額	<input type="text" value="A"/> 円 + 4,200,000円 + 63,000円 + <input type="text" value=""/> 円 + <input type="text" value="B"/> 円 + <input type="text" value="C"/> 円 + <input type="text" value="D"/> 円 + <input type="text" value="E"/> = <input type="text" value="F"/> 円
--------------------	---

#### 問4

次の文章について、正しいものには○、誤っているものには×を選択しなさい。 (計10点)

- (1) 2割特例は、事前に適用を受けたい旨の届出等を提出していなくても適用を受けることができる。
- (2) 2割特例は、1度適用すると、適用した課税期間の初日から2年を経過する日まで、一般課税に戻ることはできない。
- (3) 2割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間において、その翌課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円を超える場合には、その翌課税期間は2割特例を適用することができない。
- (4) 適格請求書発行事業者が2割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間において、簡易課税制度選択届出書を提出した場合には、提出した課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができる。
- (5) 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けると同時に、課税期間特例選択届出書を提出し、課税期間を3月ごとの期間に短縮した場合、その短縮した課税期間ごとに、2割特例の適用ができるか否かの判断をする。

問5

次の記述は、課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等の保存に関して、帳簿のみの保存により仕入税額控除の適用ができる場合を説明したものである。次の文の  から  に当てはまるものを解答欄の選択肢から選びなさい。(計12点)

- (1) 課税仕入れが次に掲げる課税仕入れに該当する場合（帳簿に次に掲げる課税仕入れのいずれかに該当する旨を記載している場合に限る。）
- ① 適格請求書の交付義務が免除される次の取引
    - (イ) 税込価額  の公共交通機関による旅客の運送
    - (ロ) 税込価額  の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等
    - (ハ) 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物の輸送（郵便ポストに差し出されたものに限る。）
  - ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除く。）が記載されている  が使用の際に回収される取引
  - ③ 古物営業、質屋営業、宅地建物取引業又は再生資源及び再生部品に係る課税仕入れを行う事業を営む事業者が、適格請求書発行事業者でない者から古物、質物、建物又は再生資源及び再生部品を棚卸資産として取得する取引
  - ④ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当
- (2)  である場合
- (3) 基準期間における課税売上高が  以下又は特定期間における課税売上高（注1）が  以下である事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行う税込価額  の課税仕入れ（注2）
- （注1） 納税義務の有無の判定とは異なり、課税売上高に代えて給与支払額の合計額によることはできない。
- （注2） 適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、上記(3)の対象となる。

1. 1万円未満	2. 1万円以下	3. 1万円超
4. 3万円未満	5. 3万円以下	6. 3万円超
7. 1,000万円	8. 5,000万円	9. 1億円
10. 課税対象仕入れ	11. 特定課税仕入れ	12. クレジットカードの明細
13. 入場券等	14. 招待状等	

問6

次の事務用品の販売業を営む課税事業者（甲社）の当課税期間（自令和6年4月1日 至令和7年3月31日）における控除対象仕入税額（割戻し計算により行うものとする。）を求め  から  に数値を入力しなさい。（計26点）

1. 甲社の当期中の営業状況等は次のとおりである。

(1) 収入項目		(2) 支出項目	
⋮		⋮	
仕入値引高	550,000円	課税仕入高	35,430,000円
⋮		⋮	

2. 課税仕入高（税込み）の内訳は次のとおりである。

(1) 課税売上げにのみ要する課税仕入高	9,900,000円
(2) 非課税売上げにのみ要する課税仕入高	12,330,000円
(3) 共通して要する課税仕入高	13,200,000円

なお、上記金額には免税事業者からの仕入に係るもの330,000円が含まれている。

免税事業者からの仕入については、免税事業者等からの課税仕入に係る経過措置を適用して計算しなさい。

3. 仕入値引高は上記2(1)に係るものであるが、その内訳は次のとおりである。

(1) 当期中の課税仕入高に係るもの	440,000円
(2) 前期中の課税仕入高に係るもの	110,000円

なお、前期は免税事業者に該当しており、前期から繰り越された棚卸資産はなかったものとする。

4. 当期の課税売上割合は45%であり、基準期間における課税売上割合は98%である。なお、当社は、税込経理を採用している。

5. 課税仕入に係る取引は、特に記載するものを除き、すべて適格請求書発行事業者からの仕入によるものとする。

<次ページへ続く>

<問6の続き>

[控除対象仕入税額]

(1) 課税売上割合

$$\boxed{A} \% \boxed{B} \therefore \boxed{\quad}$$

(2) 個別対応方式

① 課税売上げにのみ要する課税仕入れ等の税額

$$\boxed{\quad} \text{円} \times \boxed{C} = \boxed{\quad} \text{円}$$

② 非課税売上げにのみ要する課税仕入れ等の税額

$$\boxed{\quad} \text{円} \times \boxed{\quad} = \boxed{D} \text{円}$$

③ 共通して要する課税仕入れ等の税額

(イ)  $\boxed{\quad} \text{円} - \boxed{\quad} \text{円} = \boxed{E} \text{円}$

$$\boxed{\quad} \text{円} \times \boxed{\quad} = \boxed{\quad} \text{円}$$

(ロ)  $\boxed{\quad} \text{円} \times \boxed{\quad} \times \boxed{F} \% = \boxed{\quad} \text{円}$

(ハ) (イ)+(ロ) =  $\boxed{\quad} \text{円}$

④ 仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額

$$\boxed{G} \text{円} \times \boxed{\quad} = \boxed{\quad} \text{円}$$

⑤ 仕入れに係る消費税額

$$\boxed{H} = \boxed{\quad} \text{円}$$

(3) 一括比例配分方式

① 課税仕入れ等の税額

(イ)  $\boxed{\quad} \text{円} + \boxed{\quad} \text{円} + \boxed{E} \text{円} = \boxed{I} \text{円}$

$$\boxed{\quad} \text{円} \times \boxed{\quad} = \boxed{\quad} \text{円}$$

(ロ)  $\boxed{\quad} \text{円}$

(ハ) (イ)+(ロ) =  $\boxed{\quad} \text{円}$

② 仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額

$$\boxed{\quad} \text{円}$$

③ 仕入れに係る消費税額

$$\textcircled{1} \times \boxed{J} \% - \textcircled{2} \times \boxed{\quad} \% = \boxed{\quad} \text{円}$$

(4) (2)  $\boxed{\quad}$  (3)  $\boxed{\quad}$   $\therefore \boxed{K}$

## 問7

下記の取引を消費税法上区分するとどのように分類されるか、解答欄にTKC「消費税課税区分基準書」に基づき課税区分を選択しなさい。

なお、課税仕入れに該当する取引は、特に記載するものを除き、すべて適格請求書発行事業者からの仕入れによるものとし、課税区分は、1、11、12、2、3、4、5、51、6、7、8、0以外は使用しないこととする。  
(計20点)

製造業を営む法人の支出に関する事項

- (1) 社員全員を対象とした社員旅行でバスの運転手、バスガイドに心付け(チップ)を支出した。
- (2) 製品の販売に係る営業部員の海外出張(見込顧客との打ち合わせ目的)に伴うパスポート交付申請について国内の旅行会社に事務代行手数料を支出した。
- (3) 保有する株式の売却時に証券会社へ売買委託手数料を支出した。
- (4) 販売促進の目的で金銭により製品の販売先である国内商社に対して奨励金を支出した。
- (5) 役員の国内転勤に伴う支度金(所基通9-3により非課税とされている。)を支出した。
- (6) 売上割戻金の支払に代えて、取引先(課税製品の販売先)を料亭に接待した際の費用(交際費)を支出した。
- (7) 海外に所有する土地を売却するために国内の不動産業者に対して仲介手数料を支出した。
- (8) 国内販売向けの非課税製品の製造のために材料を購入した。
- (9) 課税製品及び国内販売向けの非課税製品の製造のために水道光熱費を支出した。
- (10) 非居住者所有の特許権(国内及び外国で登録されている。)の使用料を支出した。

### 課税区分一覧

	課税区分	内 容
売 上 げ	1	課税売上げ
	11	課税売上げに係る対価の返還
	12	課税売上げに係る貸倒れ
	2	輸出売上げ(課税品の輸出等)
	3	非課税売上げ
仕 入 れ	4	有価証券等の譲渡
	5	課税売上げにのみ要する課税仕入れ
	51	同課税仕入れに係る対価の返還
	6	非課税売上げにのみ要する課税仕入れ
	7	課税・非課税売上げに共通する課税仕入れ
	8	非課税仕入れ・同対価の返還
	0	不課税取引(税外取引)

【令和6年度巡回監査士試験】消費税法

問題番号	解答欄	模範解答
第1問	A	6,500,000
第1問	B	6
第1問	C	12
第1問	D	>
第2問	A	648,000
第2問	B	500,000
第2問	C	(16,800,000円+1,200,000円)
第2問	D	800,000
第2問	E	1,200,000
第2問	F	7.8%
第3問	A	1,200,000
第3問	B	12,600
第3問	C	22,000
第3問	D	290
第3問	E	10,000ドル×95円
第3問	F	6,699,890
第4問	(1)	○
第4問	(2)	×
第4問	(3)	○
第4問	(4)	○
第4問	(5)	×
第5問	A	4. 3万円未満
第5問	B	13. 入場券等
第5問	C	11. 特定課税仕入れ
第5問	D	9. 1億円
第5問	E	8. 5,000万円
第5問	F	1. 1万円未満
第6問	A	45
第6問	B	<95%
第6問	C	7.8/110
第6問	D	874,309
第6問	E	12,870,000
第6問	F	80
第6問	G	440,000
第6問	H	(①-④)+③×45%
第6問	I	35,100,000
第6問	J	45
第6問	K	1,114,393
第7問	(1)	0
第7問	(2)	5
第7問	(3)	6
第7問	(4)	11
第7問	(5)	7
第7問	(6)	5
第7問	(7)	5
第7問	(8)	6
第7問	(9)	7
第7問	(10)	0